

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：愛知県蒲郡市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	58.6 %
全職員	62.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.7 %
本庁課長相当職	95.1 %
本庁課長補佐相当職	97.4 %
本庁係長相当職	89.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.7 %
31～35年	88.9 %
26～30年	93.3 %
21～25年	85.9 %
16～20年	97.7 %
11～15年	81.6 %
6～10年	76.0 %
1～5年	64.8 %

【説明欄】

- ・男性職員の約80%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性職員における任期の定めのない常勤職員は約39%に留まっており、それ以外の職員の約90%が相対的に給与水準の低い会計年度任用職員に偏っている。
- ・給与水準が高い医療職給料表（一）の適用を受ける職員について、当該職員に占める男性職員の割合は約83%であり、勤続年数15年以下の区分に偏っている。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は約90%である。
- ・「勤続年数別」においては、前職歴を有する者が男性職員には多く、同じ勤続年数でも前職歴が加味された男性職員の方が女性職員よりも給与水準が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。